

# 平成30年度 町の間伐事業などの支援制度

■問い合わせ 森林政策課（吾北庁舎内） ☎ 867-2322 / 高知中央森林組合 ☎ 867-2221

町では、森林の健全化及び林業振興を図るため下記の事業について支援を行っています。



- 「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業
- 「吉野川」水源の森整備事業
- いの町森林（もり）づくり交付金事業
- 森林資源循環利用促進事業

事業区分		補助要件など	補助率
保育間伐		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象林齢：11年生～60年生の人工林（除伐の場合は11年生～25年生）</li> <li>・本数間伐率おおむね30%、除伐</li> </ul>	県標準単価に森林保険加入に要した代金相当額を加えた額
搬出間伐		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象林齢：31年生～60年生の人工林</li> <li>・本数間伐率おおむね30%</li> <li>・原則、伐採木の80%以上かつ、材積1ha当たり40m<sup>3</sup>以上を搬出</li> </ul>	搬出材積に応じた額と県標準単価を比較し高い額
森林作業道整備	開設	・間伐材の搬出など林業経営のため必要な森林作業道の開設。	1m当たり1,500円～4,000円 国庫事業を活用した場合は国・県補助残の2/3以内
	作業ポイント	・森林作業道の開設と併せて行う作業ポイントの整備。	1箇所当たり 55,000円～82,500円
	路面整備	・間伐材の搬出など林業経営のため必要な森林作業道の路面整備。	1m当たり200円～500円
	路面改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材の搬出など林業経営のため必要な森林作業道の路面改良（コンクリートによる簡易舗装）。</li> <li>・森林経営計画に基づく路線</li> </ul>	1m当たり2,250円～2,700円
	除草	・間伐材の搬出など林業経営のため必要な森林作業道の除草。	1m <sup>2</sup> 当たり30円
	災害復旧	・台風、集中豪雨などの災害により破損した森林作業道の復旧。	1箇所当たり事業費の90%以内、かつ、上限500,000円。ただし、国・県補助額を差し引いた額。
広葉樹樹下植栽		・間伐実施後などの人工林において植栽した広葉樹の苗木代	1本当たり500円(消費税込)以内
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工造林（再造林）</li> <li>・付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な人工林の造成を目的に行う地拵え、植栽など</li> <li>・造林事業での採択を受けた箇所</li> </ul>	県標準単価の10%～22%以内 ※造林事業などの補助率とあわせると最大で100%となります。
下刈り		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な人工林の造成を目的に行う下刈り</li> <li>・対象林齢：1年生～3年生の人工林</li> <li>・造林事業での採択を受けた箇所</li> </ul>	県標準単価の10%以内
枝打ち		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な人工林の造成を目的に行う枝打ち</li> <li>・対象林齢：11年生～30年生の人工林</li> <li>・造林事業での採択を受けた箇所</li> </ul>	県標準単価の10%以内
竹林改良		・隣接する人工林の生育に影響を及ぼしている、又は影響を及ぼす可能性が高いと認められる放置竹林の伐採（皆伐）から植栽、下刈り	県標準単価及び町が定める標準単価の100%以内
主伐（皆伐）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の循環利用を目的に行う主伐(皆伐)</li> <li>・皆伐後、平成27年度以降に高知県造林事業での採択を受け、人工造林（再造林）を実施した箇所</li> </ul>	1ha当たり160,000円

※補助事業の詳細については別途、お問い合わせください。